

しては、17団地あり、その内、政策空き家団地が9団地あります。この9団地の内、久田見団地・須賀第二団地は、入居者が無く、菅原団地は入居者が1戸、鯉居団地は入居者が2戸となっており、5団地については、複数の方が入居されている現状であります。

新年度に入居者のない、須賀第二団地の解体工事と、入居者の集約をするために、転居していただく、町営住宅の耐震診断業務委託料を予算計上いたしました。また、転居していただく方には相談をさせていただいておりますが、色々な事情や家賃が高くなる等の理由で、なかなか困難ではありますが、粘り強く交渉して行きたいと考えております。

解体して新しい宅地となった所に関しましては払い下げ、売却等といった方法で、定住に向けて、住宅建設出来るよう検討していきたくと考えておりますので、広く皆様方よりご意見を頂き、進めて参りたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

問 解体後の宅地について、払い下げ、売却等の方法を考えているとの事だが、定住を考えるのであれば、条件を付けての売却や、住宅を建てた上で売却するといった方法がいいのではないか。今一度、解体後の

方策について説明願いたい。

答 (山田建設課長)

解体後の土地については、総務課での管理を行う普通財産となりますので、そちらでの検討となります。売却といった方法がいいのではないかと考えておりますが、条件付きを含め、皆様のご理解を得て、定住に向けた払い下げ売却等を検討していきたいと考えておりますのでよろしくお願いたします。

問 町長の考えを伺いたい。

答 (赤塚町長)

建設課長の答弁した団地は、須賀団地の事案であります。入居者のご理解が得られた後、住宅を解体するよう予算計上させていただいております。町営住宅解体後については、その土地に町営住宅を建てるのか、公営住宅を建てるのか、又は、売却するののかについては、周辺環境の状況を把握していない状況での明確な判断は出来ないと思っておりますが、有効活用を図って行くことは大切な事であると思っておりますので、先ほど申し上げた方法の中で対応していきたいと思っております。

Q3 新丸山ダム関連について

計画変更と安全対策

問 新丸山ダム関連工事において、当初の計画より高さ

を4メートル引き下げることになっていますが、この件についての説明を求める。

本体工事着工前に関連道路の整備・輸送・生活道路等の充実を進められているが、現在でもダム関連工事車両等が町内を行き来しており、ダム本体工事が始まれば、さらに大型車両の交通量が増えることが予想される。その点について、町内の東西線、特に危険性の高い道路の対応についてどのように考えているのか伺いたい。

答 (山田建設課長)

現在の新丸山ダム基本計画は、既設丸山ダムの洪水調節容量を大幅に増加させるとともに、新たに流水の正常な機能維持のため、既設丸山ダムを24.3m嵩上げするものですが、平成22年からの新丸山ダム建設事業に係る検証において、洪水の発生が予測される場合に、あらかじめダムの貯留水の一部である1500m³(不特定容量分)を放流する「予備放流方式」を採用することにより、ダム嵩上げ高を当初の計画より4.1m縮減した20.2mとするダムの計画諸元等の変更が提示され、平成25年7月に継続決定の判断がなされています。

次に本体工事着手前の関連道路の整備については、資材運搬線の一部区間となる井尻八百津線の付替え工事を実施中ですが、

ダム本体に着手するまでには共用を開始する予定であります。工事用車両は、主として資材運搬線を通行することになるので、八百津市街地内を通行することは比較的少ないと思っております。また、原石山から採取した土石・岩石を口杣沢残土処理場へ運搬する工事用車両が、国道418号を通過する必要は生じますが、歩道を整備しており、要所に交通整理員を配置する等、安全性の向上が図られると思っております。なお、工事車両や建設資材の走行ルート等の変更については、町と協議することとなっておりますので、引き続き住民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

平岡富弘議員

Q1 要支援1・2のサービスについて

サービス内容は?

問 昨年6月に「地域医療・介護総合確保推進法」が成立し、介護保険制度の見直しが行われ、今回の見直しは介護保険制度が始まって以来最大のものといわれている。特に重大なもの、要支援1・2の方への訪問介護と通所介護が、介護保険給付(予防給付)から外れ、総合事業(地域支援事業)に移行することとなる。

厚労省の「総合事業ガイドライン案」によると、地域支援事業の中に「総合事業」が設けられ、訪問型・通所型・生活支援サービスがつけられ、サービスの提供については、現在の介護保険事業所による「現行相当の基準緩和サービス」に加え、NPOや住民ボランティア等がサービス提供の有力な担い手に位置づけられた。また、人員、設備等については、基準を示しておらず、このような行為を法令に基づき「サービス事業」として、位置づけるには、市町村ごとに定めることになる。要支援者に対するサービス内容は、現在と変わってくると思うが、サービスの提供によつては、症状の悪化や孤立が進むと懸念され、介護度が上がるとも指摘されている。

答 (額健康福祉課長)

まず最初に制度改正の内容について、ご説明させていただきます。国では「医療介護総合確保